

令和6年度 職員の給与の男女の差異について

特定事業主名：飯塚市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.0%
全職員	92.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	102.4%
本庁課長相当職	97.0%
本庁課長補佐相当職	97.1%
本庁係長相当職	97.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.6%
31～35年	94.3%
26～30年	94.4%
21～25年	92.9%
16～20年	95.0%
11～15年	92.4%
6～10年	90.2%
1～5年	90.5%

【説明欄】

1. 任期の定めのない常勤職員について

- ・管理職等（課長補佐以上）の職員に占める女性の割合が男性よりも低いこと。
管理職等（課長補佐以上）に占める女性の割合：23.3%（令和6年4月1日時点）
- ・扶養手当については、主たる扶養者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当受給者に占める男性の割合は77%であること。
- ・男性の方が時間外勤務の時間が長い傾向にあり、時間外勤務手当における男性の平均支給額に対する女性の平均支給額の割合は64.3%となっていること。
- ・任期の定めのない常勤職員全体における女性の割合は41%であるところ、勤続10年以下の区分に占める女性の割合は47%となっており、女性の方が若年層職員の割合が高くなっていること。
- ・部分休業（育児・介護）により給与が減額された職員は、女性の方が多いこと。
部分休業を取得した職員：男性2名、女性10名、
給与を減額された時間数の総数：男性303時間、女性1,309時間
- ・期末手当及び勤勉手当について、育児休業の取得者数は女性の方が多く、期間も長いため、期末手当及び勤勉手当に係る在職期間及び勤務期間の除算が大きく、期間率が下がるため、女性の受給額が少なくなる傾向にあること。
育児休業に係る在職期間又は勤務期間の除算があった職員：男性8名、女性56名

2. 任期の定めのない常勤職員以外の職員について

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員は再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員に分けられるが、男性については再任用職員の占める割合が22.6%となっている一方で、女性については、会計年度任用職員の占める割合が89.7%と高いこと。
<任期の定めのない常勤職員以外の職員の内訳>
男性：再任用職員22.6%、任期付職員2.4%、会計年度任用職員75.0%
女性：再任用職員3.5%、任期付職員6.8%、会計年度任用職員89.7%

3. 全職員について

- ・男性については、任期の定めのない常勤職員の占める割合が72.1%となっている一方で、女性についてはその割合が48.6%となっていること。
<全職員の内訳>
男性：任期の定めのない常勤職員72.1%、任期の定めのない常勤職員以外の職員27.9%
女性：任期の定めのない常勤職員48.6%、任期の定めのない常勤職員以外の職員51.4%

【その他】

- ・育児休業や休職により月の支給が「0」の職員については、全体の算出値に与える影響の大きさ等を考慮し、算出の対象に含めていない。（国算定基準に準じたもの）また、時間外勤務手当のみを支給している研修派遣職員についても、同様の理由により算出の対象に含めていない。
- ・職員の給与の男女の差異の算出に用いる職員数について、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、短時間勤務職員については、常勤職員の所定労働時間（週38時間45分）を基礎に勤務時間による按分によって算出している。（例：短時間勤務職員（週31時間勤務）の場合は、4/5人）

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。